

古商工発第170号
令和5年7月5日

各位

古河市商工会
会長 峰 英雄
古河市商工会建設業部会
部会長 大山 春夫
<公印省略>

地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習会開催について

(境町商工会・五霞町商工会との共催)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より当部会事業運営につきまして多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、(株)安全衛生推進会茨城教育センターのご協力により、労働安全衛生法第14条の規定に基づく標記技能講習会を下記により開催いたします。

掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削の作業及び土止め支保工のきりばり又は腹おこしの取付け若しくは取りはずしの作業については、登録教習機関が行う技能講習を修了した者のうちから、作業主任者として選任することが義務づけられています。

つきましては、建設現場の適切な業務推進を図るため、ぜひこの機会に受講いただきたく、ご案内申し上げます。

なお、本講習の受講にあたっては受講資格が必要となりますので、予めご確認いただき受講申込をいただきますようお願いいたします。

記

1. 受講資格 (満18歳以上からの経験)

- ①地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に3年以上従事した経験を有する者。
- ②大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切ばり、若しくは腹おこしの取付け、若しくは取りはずしに関する作業に従事した経験を有する者。
(※卒業証明書等(写)を申込書②の添付欄に添付して下さい。)
- ③その他厚生労働大臣が定める者

2. 講習日時及び会場・定員

- ①日 時 : 令和5年9月25日(月)～27日(水) 8時30分～
- ②会 場 : 古河市商工会三和事務所(茨城県古河市仁連2053-1)
- ③定 員 : 48名(境町・五霞町商工会との共催定員となります)

3. 受講料及びテキスト代

<商工会員>

- | | | | |
|-----------------|---------|---------------|---------------|
| ①全科目(免除なし) | 14,320円 | (受講料:11,700円) | テキスト代:2,620円) |
| ②一部免除対象者(A)・(B) | 8,020円 | (受講料:5,400円) | テキスト代:2,620円) |
| ③一部免除対象者(C) | 8,020円 | (受講料:5,400円) | テキスト代:2,620円) |

※古河市商工会では、会員を対象に受講料の10%(3,000円上限)を「資格取得推奨金」として、受講料から差引き助成しております。

<非会員>

- | | | | |
|-----------------|---------|---------------|---------------|
| ①全科目(免除なし) | 15,620円 | (受講料:13,000円) | テキスト代:2,620円) |
| ②一部科目免除者(A)・(B) | 8,620円 | (受講料:6,000円) | テキスト代:2,620円) |
| ③一部科目免除者(C) | 8,620円 | (受講料:6,000円) | テキスト代:2,620円) |

※非会員の方の受講については、9/8(金)以降、定員に空きがある場合に限り受付いたします。受講を希望される方は、9/8以降に下記連絡先までご連絡をいただき、空き状況についてお問い合わせください。

(注) 納付した受講料は災害防止協会に納付するため理由のいかんに関わらず返金できませんのでご注意ください。

4. 一部科目免除対象者

＜一部科目免除者＞	講習日時
(A) 職業能力開発総合大学校（旧名称「職業訓練大学校 又は、職業能力開発大学校」）	(A) (3日目：学科3時間) 8:30～11:40
(B) 土木施工管理技術検定に合格した者（1級、2級）	(B) (3日目：学科3時間) 8:30～11:40
(C) 建設科、土木科又はさく井科の職業訓練指導員免許者	(C) (3日目：学科1.5時間) 10:10～11:40

5. 講習時間及び講習科目

	時間	講習時間	科目	免除なし	受講資格 (A)	受講資格 (B)	受講資格 (C)
第1日目	8:30～8:40	10分	オリエンテーション				
	8:40～11:50	3時間 昼休50分	作業の方法（休憩10分含）	科目1 (受講)	(免除)	(免除)	(免除)
	12:40～16:55	4時間	作業の方法（休憩10分含）	〃 (受講)	(免除)	(免除)	(免除)
第2日目	8:30～12:10	3.5時間 昼休50分	作業の方法	科目1 (受講)	(免除)	(免除)	(免除)
	13:00～16:40	3.5時間	工事用設備・機械・器具 作業環境（休憩10分含）	〃 (受講)	(免除)	(免除)	(免除)
				科目2 (受講)	(免除)	(免除)	(免除)
第3日目	8:30～10:00	1.5時間	教育	科目3 (受講)	(受講)	(受講)	(免除)
	10:10～11:40	1.5時間 昼休50分	関係法令	科目4 (受講)	(受講)	(受講)	(受講)
	12:30～13:30	1時間	修了試験				

6. 受講手続 下記①～⑤をご準備いただき、古河市商工会総和事務所・三和事務所までお申し込みください。

- ①受講申込書（商工会窓口配布もしくは商工会HPよりダウンロード）URL：<http://www.kogasyo.or.jp/>
- ②受講資格確認証明書（一部科目免除者の場合）
- ③受講費用（受講料・テキスト代）
- ④証明写真（2枚）※縦3cm×横2.4cm裏面に氏名を記入したもの。
- ⑤本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証、住民票、マイナンバーカード等。外国籍の方は、特別永住者証明書、または在留カード）

7. 注意事項

- ・日本語の講義及び学科試験を行いますので、対応（理解、読み書き等）できる方が対象です。
- ・申込書を基に修了証を作成しますので、戸籍に記載された氏名を正確に記入してください。
- ・不鮮明な写真では、修了証には反映されません。写真の貼付けは、両面テープを推進します。

8. 修了証の交付

技能講習修了後、法令に定める修了試験を行い、合格者に対しては修了証を交付します。

9. 携行品 ※受講票は講習当日にお渡しいたします。

- ・筆記用具（鉛筆・消しゴム）、昼食、テキスト（初日に配布）
- ・（株）安全衛生推進会茨城教育センターで交付した技能講習カードの修了証を取得されている方は、受付時に提出して下さい。1枚にまとめます。

10. 人材開発支援助成金

この講習は、雇用保険に加入する中小事業主が、その雇用する建設労働者（雇用保険の被保険者に限る）に有給で本講習会を受講させた場合は、「人材開発支援助成金」を受けることができます。助成を受ける場合には、講習終了後2ヶ月以内に支給申請手続きを行う必要があります。

○問合せ先：「茨城労働局職業対策課 助成金部門」（TEL.029-297-7235）

11. お問い合わせ先 古河市商工会総和事務所 TEL 0280-92-4500